

廃棄物の処理条例できる 市民の協力義務を明示

近年のごみ、し尿処理の実態にそぐわなくなった清掃法が全般にわたって手直しされたことによって、旧法に基づいて制定されていた大館市の清掃条件も改正法に基づいて全部、新しくなり「廃棄物の処理および清掃に関する条例」ができました。
そのあらまはつぎのようになっており、市ではきれいなまちづくりのため、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いしています。

＜処理計画の告示＞

市長は、市域内における一般廃棄物の処理について、一定の計画を定め、毎年度の初めに告示する。
政令には、50戸以上の集落がない町、または字の区域は一般廃棄物の処理を行わない、とあるが、大館市では処理計画にくわえることにしています。

＜大掃除の実施＞

建物の占有者は土地、建物の全般にわたって清潔にするため、市長の定める日に大掃除を実施しなければならない。大掃除実施の日割および区域は、実施の日の15日前までに告示する。

＜市民の協力義務＞

市域内の土地または建物の占有者（占有者がいない場合には管理者）が、みずから処分がたい一般廃棄物の処分について市に協力しなければならない事項は、つぎのとおりとする。

(1) 一般廃棄物の容器は、市長の指定した容器を使用し、可燃物と不燃物を分別して、おのおの容器に収納し、市長の指示する時に所定の場所に置かなければならない。

(2) これらの容器には有毒性、危険性、悪臭そのほか市が行なう処理作業に支障をおよぼすおそれのあるものを混入してはならない。

＜市が処理する産業廃棄物の種類＞

市が処理する産業廃棄物は固形状のもので、一般廃棄物とあわせて処理することができ、かつ一般廃棄物の処理に支障のない範囲内の量のものとし、市長が必要のつど指定する。

＜手数料＞

一般家庭については無料ですが多量の一般廃棄物、産業廃棄物の収集、運搬には従来どおり手数料を納めることになります。

＜清掃指導員の設置＞

(1) 清掃思想の普及ならびに生活環境の保全および処理業者等の指導、立入検査を行なわせるため、市に清掃指導員を置くことができる。

(2) 清掃指導員は、常にその身分を示す証票を携帯し関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

議会の活動

(47.3.23～47.4.15)

○厚生常任委員会

3月29日 付託された請願、陳情について審査し、いずれも継続審査としたほか、峠の家、大型児童館、市立病院医師住宅改修について、当局の説明を受けました。

○東北新幹線秋田県ルート誘致特別委員会

4月11日 4月21日東京都で開催される東北新幹線秋田県ルート誘致促進期成同盟会総会および総決起大会に参加することを決めたほか、今後の行動について協議しました。

○総務財政常任委員会

4月14日 付託された請願、陳情について審査した結果、次の3件を採択と決定したほか、市職員の勤しう退職の方針について、市の説明を受けました。

(1) 陳情第9号回転灯維持費の市費負担について（山館部落）

(2) 陳情第10号簡易保険保養センター誘致実現のための意見書提出方について

(3) 陳情第18号社会保険事務所出張所設置について

国民年金

保険料免除の手続き

—6月30日まで—

国民年金保険料を納めるのが困難な方は、6月30日までに免除の手続きをしてください。

昭和47年度の国民年金保険料納付書を送付しておりますが、家計が苦しいとか失業や災害など、いろいろの事情により保険料を納めたくとも納めることが困難な方は、免除申請により1年間、保険料が免除されることになりますので、このような方は、必ず6月30日まで、納付書と印かんを持参のうえ、免除の申請をしてください。

＜届出先＞

市役所厚生課年金係

市役所に来られない場合は

支所出張所、または最寄りの年金委員に申し出て免除の申請をしてください。

(大館)

土地改良事業が完成

20年の歳月をかけて進めてきた大館土地改良区の区画整理事業が完成した。総事業費1億2,000万円を投じたこの事業は、大館駅を中心とする東西に伸びる耕地を、399ヘクタールにわたって区画整理したほか、7,000mにわたる用水路の改良も施行した。

この大事業の完成を記念し、4月17日、有浦小学校前に小畑県知事の書による立派な記念碑も除幕になり、この工事に對し長きにわたって熱意を結集してきた関係者の喜びはひとしお、大きかったようです。



農業者年金に

加入を

老後の生活の安定を保障する農業者だけの年金ですから、まだ加入していない方は今すぐ加入して、老後を一層楽しく暮らせるようにしましょう。

●もらえる年金

60歳までに経営移譲すれば60歳から経営移譲年金が受けられます。また経営移譲しない場合でも65歳になると老令者年金が受けられます。

●加入できる人

50アール以上の経営主で国民年金に加入している方は、必ず加入することになっています。

また、30アール以上50アール以下の農業経営主も加入できます。

●加入の受付と保険料

加入申込の受付は、農業協同組合で取扱っており、保険料は月額750円です。

なお、くわしいことは、農業協同組合、または農業委員会にお問い合わせください。

必ず守ろう「農作業労賃」

ことしの農作業標準賃金額は、市の農業委員会をはじめ農業協同組合、農業就業近代化対策就業改善相談委員会の話し合いの結果、つぎの表のように決まりました。ことしの労賃を決めるにあたっては、労働力不足や物価上昇などを考慮して決めております。

農家を代表する皆さんが決めた労賃にもかかわらず、なかなか守ってくれないことは本当に残念なことです。

◎水田作業

作業名	基準額(1日当り)
耕起・代かき(耕うん機)	1,800円
田植	1,200円
除草	1,200円
薬剤散布 背負式	1,700円
SS(動力)	1,150円

◎畑作業

作業名	基準額
耕地・整地 駆動型	1,600円
耕運機 テーラー型	1,400円
普通畑作業	850円

ことしこそは、頼む人も頼まれる人も、まず、労賃表以上の値上をつつしみ、明るい農作業をすすめて欲しいと思います。

◎請負作業

作業名	単位	基準額	備考
耕起 耕うん機	1アール当り	1,650円	
整地	"	1,400円	
代かき 耕うん機	未整地	1,500円	2回がけを基準、1回増すごとに350円加算
整地	"	1,400円	同上 250円
稲すり	60坪当り	180円	
耕起 トタラ基盤整備	10アール当り	2,000円	
ク 2年目以降	"	1,650円	
田植 植えただけ	"	1,700円	
薬剤散布背負式	"	450円	